

野田市告示第329号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、野田市中根地域福祉センター使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務、所管に係る公衆電話料の収納事務を次のとおり委託する。

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

- 1 収納事務受託者 野田市鶴奉5番地の1  
公益社団法人 野田市シルバー人材センター  
(野田市中根地域福祉センター) 会員 河野 孝明  
(令和5年1月10日～令和5年3月31日)
  
- 2 収納金の種類
  - ・野田市福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づく使用料
  - ・カラオケ使用料
  - ・所管に係る公衆電話料